

留意事項

1 自己点検（旧：実績報告）の報告について

(1) 報告方法および期限

ア 従来、実績報告書を提出していただいていたましたが、書類提出に係る事業者負担軽減のため、「しがネット受付サービス」にて実施していただく自己点検に変更します。

イ 以下のURLまたはQRコードから「しがネット受付サービス」にログインいただき、報告をしてください。期限は令和7年4月15日（火）までとなります。

【URL（外部ネット環境向け：行政機関以外はこちら）】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/surveys-alias/24ec00060109>

【URL（LGWAN環境向け：行政機関はこちらからもログインできます）】

<https://ttzk.graffer.bsninet.asp.lgwan.jp/pref-shiga/smart-apply/surveys-alias/24ec00060109>



ウ 報告の流れは次のとおりです。

（ア） 従来同様、前年度の実績を集計する（提出は求めませんが、実績の取りまとめは実施する必要があります。また、取りまとめ結果は運営指導等で確認するため、基準で定める期間（5年間）は必ず保存してください。）。

（イ） 人員の配置状況等から算定している加算の継続についての可否を判断する。

（ウ） しがネット受付サービスにて結果を報告。併せて、従業員の勤務体制及び形態一覧表をシステムに添付（任意）

エ **多機能型の場合は、それぞれのサービスで報告**をお願いします。

(2) 新規指定または増床後、6か月以上1年未満の事業所・施設について

令和6年（2024年）10月31日以前に指定を受けた、または定員を増加した事業所・施設で、前年度実績に基づき決定される報酬区分および加算については、直近6か月の実績を基に区分変更を実施してください。ただし、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労定着支援については以下のとおりです。

生活介護	直近6か月の実績を基に、サービス提供の平均所要時間に応じて1/2または3/4を乗じた数を6か月間の開所日数で除して得た数
就労移行支援 （原則2年度目までは3割以上4割未満の区分）	・ 指定後2年度目においては初年度の定着者の割合が4割以上の場合は初年度の実績にすることができる。 ・ 指定後3年度目においては初年度の定着者数を定員数に0.3を乗じた数、2年度目は実績数の合計数を各利用定員の合計で除した数にすることができる。
就労継続支援A型	新規指定が4月1日の場合、スコア表を使用して実績に応じた基本報酬を算定

留意事項

	新規指定が5月1日以降の場合、引き続き80点以上105点未満の基本報酬を算定
就労定着支援	2024年版障害者総合支援法事業者ハンドブック報酬編第2巻 p.555以降を参考とすること。

(3) 新規指定または増床後6か月未満および利用実績が全くない場合の事業所・施設について

ア 令和6年（2024年）11月1日以降に指定を受けた、または定員を増加した、もしくは利用実績が全くない事業所・施設で、前年度実績に基づき決定される報酬区分および加算については、定員数に0.9を乗じた数（推定値）をもって報告をお願いします。ただし、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労定着支援については下表のとおりです。

イ なお、指定から半年経過後は実績に応じたサービス提供に移行可能となりますので、直近6か月の実績を基にした算定を適用する月の15日までに区分変更を実施してください。

生活介護	定員数に0.9を乗じて得た利用者推定数を、推定サービス提供時間に応じて按分した数に1/2または3/4を乗じた数
就労移行支援	引き続き3割以上4割未満の基本報酬を算定
就労継続支援A型	引き続き80点以上105点未満の基本報酬を算定
就労定着支援	2024年版障害者総合支援法事業者ハンドブック報酬編第2巻 p.555以降を参考とすること。

3 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について

(1) 申請方法および期限

ア 「1 自己点検（旧：実績報告）」実施時に現状の加算が継続して申請可能か、**必ず確認**※いただいた上で、必要に応じ変更・終了の申請を実施してください。

イ 前年度の実績により算定される報酬区分、加算については、**令和7年4月15日(火) ※必着 まで**に御提出いただければ、令和7年4月から適用することといたします。

ウ 前述によらない加算を申請される場合、**通常どおり15日までの提出分が翌月1日から算定可能**となりますので、御注意ください。

エ 申請は郵送または電子申請（しがネット受付サービス）からお願いします。

留意事項

郵送の場合は、以下の宛先を記載してください。また、必ず事業所担当者および担当者連絡先を記載してください。

〒520-8577
滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
事業所指導・人材確保係（旧：企画・指導係）（加算関係書類在中）

※4月から係名が変更となります。御注意ください。

※食事提供体制加算・食事提供加算を令和6年10月1日**以前**から算定している事業所で、当該加算の要件変更後の届出が**未提出の場合**は、必ず当該届出を提出すること。この場合、異動年月日は令和6年10月1日とし、食事提供体制加算・食事提供加算のみの届出内容とすること。

(2) 必要書類

- ア 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（鑑）
- イ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（該当サービス分のみ）
- ウ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- エ 別紙（算定する加算に該当するもの）

※様式は必ず県ホームページに掲載されている最新のものを使用してください。それ以外の様式で提出された場合は、受理できません（これに伴う再提出が期日を過ぎた場合は適用対象外になります）。

※「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は国の標準様式を踏まえ変更するため、従前のものは使用できません。

※加算の考え方につきましては、厚生労働省通知、事業者ハンドブックおよび集団指導資料等を必ず確認いただきますようお願いいたします。

（参考）

●厚生省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

●滋賀県ホームページ

【者様式等掲載ページ】

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/syougai-fukushi/303318.html>

【児様式等掲載ページ】

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/syougai-fukushi/16424.html>

【集団指導資料掲載ページ】

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/syougai-fukushi/343039.html>

【県通知掲載ページ】

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/syougai-fukushi/342313.html>

留意事項

3 その他

- (1) 年度変わりにおけるお問い合わせにより、例年、電話が非常に込み合います。架電のタイミングにより、繋がらないことがございますが、企画・指導係あての電話を障害福祉課の他の系の番号経由で架電することは絶対にしないでください。
(※他の係には取次をしないよう周知しております。)
- (2) 届出は原則郵送・しがネット受付サービス・持参のいずれかの方法で提出いただきます。担当者からの指示を除き、メールでの提出につきましては受理を認めませんので、御留意ください（メールで提出があった場合、削除いたします）。
- (3) 係改編により、令和7年4月1日以降の係名は以下のとおりとなります。

旧	新
企画・指導係	事業所指導・人材確保係
精神保健福祉係	精神保健・障害認定係
社会活動係	社会活動係（変更なし）
共生推進・障害認定係	企画・共生推進係

事業所の指定、更新および加算に関する事柄につきましては、事業所指導・人材確保係が引き続き担当係となります。